

[現状]

- 警察と児童相談所との情報では、これまで緊急総合対策等により警察と共有することとされている、虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案や、通告受理後48時間以内に子どもと面会ができず児童相談所等において安全確認できない事案に関する情報等をはじめ、児童虐待の「情報共有及び連携に関する協定」に基づき、児童の安全確認・確保を行うことが必要と考えられる虐待事案等について、電話等での情報共有を実施。

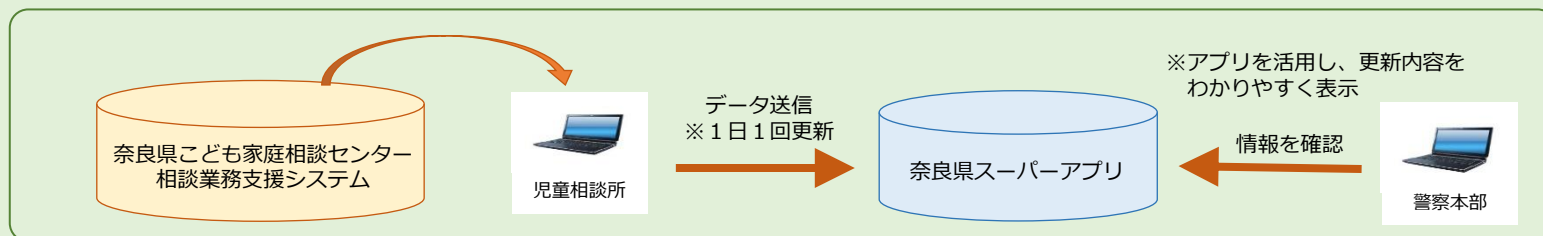
[課題]

- 全件ではないため、警察と児童相談所の間で共有されていない事案も存在。人力では難しい面あり。



[対応]

- システムによる警察と児童相談所との児童虐待事案の全件情報共有化に向け、こどもの状況や支援内容が保存されている奈良県こども家庭相談センター業務支援システムの改修を行った上で、令和6年度後半から実施予定。
- 警察が虐待ではないかとの110番通報を受けた場合に、警察がシステムを閲覧し、児童相談所の取扱い歴を踏まえた児童虐待情報の確認が可能になる。



[現状]

- ・ 児童福祉司など専門職員の採用予定人員を満たしていない。
- ・ 人材が確保できていない状況で、育成に手が回っていない。
- ・ 業務に関する職員の心理的な負担の増加、蓄積が出ている。
- ・ 将来の見通しがイメージしにくいといった不安の声もある。



[課題]

- ・ 研修時間の確保、専門職員のキャリアパスの構築など、早期に対応する必要。



[対応]

- ・ 児童福祉司と社会福祉主事の採用試験職種を大括り化するとともに、幅広い業務を経験し、スキルアップができる採用方法や管理職を視野に入れた専門職員のキャリアパスイメージを提示し、キャリアパスの構築を行っていく。
- ・ 経験者採用など、経験の浅い職員に対して指導を行うスーパーバイザー職員を確保していく。
- ・ 専門職員の更なる資質向上のため、研修事業を強化し、外部機関が実施する研修への積極的な参加を促す。

※人員確保に関しては、令和6年度から中央と高田の児童相談所で常勤6名定員増となる予定。

※キャリアパス例…

